平成２６年（フ）第６５号
相模原市中央区矢部３丁目１番９号　矢部カレッジフォーラム303
債務者　山野百合子
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２１号
岐阜県恵那市武並町藤274番地１
債務者　渡邉　正夫
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第４７８号
静岡県御殿場市川島田826―１　サンハイツ芹沢107号室、住民票上の住所神奈川県綾瀬市落合南４丁目12番３号，居所中華人民共和国広東省中山三郷雅居楽英倫花園Ｆ1005
債務者　鈴木ケンジ
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第５２号
静岡県沼津市寿町22番43号　ニューパレス107号
債務者　大野木康裕
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第５３号
静岡県沼津市寿町22番43号　ニューパレス107号
債務者　大野木静江
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２３９号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘24棟311号
債務者　杉本　　淳
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３３２号
愛知県東海市名和町南玄蕃３番地の１
債務者　松波　直美
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６号
京都府舞鶴市字森312番地の４
債務者　森　　秀博
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第８９３号
堺市南区竹城台４丁２番８―305号
債務者　細川　貴世
法定代理人保佐人　古川　明美
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９８号
堺市南区原山台１丁５番７―804号
債務者　上野　泰三
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１３０号
大阪府羽曳野市はびきの６丁目２番27号
債務者　城市美智博
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２１７号
香川県東かがわ市湊1715番地１　松岡アパート
債務者　香西　永太
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後２時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６号
山形県東田川郡庄内町常万字常岡116番地、前住所秋田県男鹿市船越字内子１番地188
債務者　菅原　　裕
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第７号
山形県東田川郡庄内町常万字常岡116番地、前住所秋田県男鹿市船越字内子１番地188
債務者　菅原ノリ子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第３７号
香川県さぬき市鴨庄4541番地23　エクセルコートＢ―201
債務者　入谷　成紀
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３８号
香川県さぬき市鴨庄4541番地23　エクセルコートＢ―201
債務者　入谷明日香（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成26年３月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係